

No.	委員	ご意見（要旨）	市の考え方
-----	----	---------	-------

基本方針1 「誰もが当事者意識を持ち、みんなで支えあいながら住みよい環境を築く」に関すること			
1	A委員	<p>P15 (2)-1)-[1] 空き家問題における当事者意識の周知啓発について</p> <p>「住宅資産」は「住宅資産の今後について」に変更する。</p>	<p>ご指摘のとおり変更させていただきます。</p>
2	A委員	<p>P15 (2)-1)-[1]-③ 市報やホームページを活用した情報発信について</p> <p>「民間事業者」は「不動産、建築、法律等の専門家団体及び金融機関」に変更する。</p> <p>協定先が鑑文等で説明がある場合にはすべて「専門家団体等」に変更する。</p> <p>以降記載の民間事業者も同じ扱いとする。</p> <p>増改築融資も見込まれるため、協定先として金融機関は必要。</p>	<p>「民間事業者」には相談先としての専門家団体だけではなく、管理代行業者なども含みます。したがって、市と協定を結んだ相談先を意味する「民間事業者」のみ「専門家団体」に変更させていただきます。また、P18 3)-[2]「専門家団体の情報提供」にて相談先との協定について説明されていますので、「不動産、建築、法律等の」という文言を追加させていただきます。</p> <p>金融機関については、一般社団法人全国銀行協会を検討しましたが、対応が困難であることから、原文のままさせていただきます。</p> <p>なお、市内金融機関には、市の取り組みなどを個別に説明させていただく予定としております。</p>

3	B 委員	<p>P16 [2] 市民生活をサポートする団体等と連携した啓発活動について</p> <p>地域包括支援センターとして、業務的に（量を含む）啓発は無理。 「サポート団体による」は「サポート団体に対する」に変更すべき（図の部分）。 「市民生活をサポートする団体等と連携した啓発活動」は「～団体等への啓発活動」に変更すべき。</p>	<p>当該部分での啓発とは「市民への当事者意識の啓発」であり、そのためにサポート団体へは啓発ではなく、問題意識の共有を行うべきと考えております。 したがって、原文のままとさせていただきます。 なお、運用においては、各サポート団体により業務や活動の違いがありますので、それぞれに応じた負担の少ない活動を模索していきます。</p>
4	A 委員	<p>P17 2)-[3]-① 地域コミュニティと連携した空き家調査について</p> <p>「ノウハウ」を「実態状況」に変更する。</p>	<p>「ノウハウ」には市で行った調査の結果だけではなく、使用した帳票や調査手法などの実務上の知識を共有することも想定しております。 したがって、原文のままとさせていただきます。</p>
5	A 委員	<p>P18 相談体制フロー図について</p> <p>総合相談窓口が専門家団体等の相談であることを明確化する。 また、常設の市民相談でも空き家の相談に関して、無料相談が可能である体制をアピールする。</p>	<p>総合相談窓口は、所有者の複合的な問題に対応すべく広く専門的な知識を有するひとつの組織であることを想定しており、市と協定を結ぶ専門家団体とは区別して記載しております。 また、相談の内容によっては市民相談において対応が可能な場合もありますが、空き家の相談内容はさまざまであることから、一度空き家担当課において受付し、適切な対応ができる体制を構築することをフロー図の基本としております。 したがって、原案のままとさせていただきます。</p>

基本方針2 「空き家の活用を通し、みんなで地域価値の向上を図る」に関すること

6	C 委員	<p>不動産情報サイト「ライフフルホームズ」を運営するL I F U L Lが全国の空き家、空き地情報の検索サービスを開始すると発表した。</p> <p>これは、国交省のモデル事業として「一般社団法人全国空き家バンク推進機構」と連携して実施されるものである。</p> <p>個別自治体の空き家バンク事業はその流通性の壁にぶつかっており、情報の一元化、共有化が問題解決の手がかりとなると考える。</p> <p>本検索サービスは賛同自治体を募集中と聞いている。情報を入手の上、前向きな検討をお願いしたい。</p>	<p>国土交通省の推進する全国空き家バンク事業については、事務局でも説明会に参加するなど情報収集しており、検討しているところであります。</p> <p>したがって、P20 3)「柔軟なマッチング体制による取り組み」にその旨記載させていただきます。</p>
---	---------	--	---